

第2回定期総会議事録	
1、日 時	平成31年2月26日(火)
2、場 所	中津市役所 3階 大会議室
3、出席委員	1番橋本(省)委員、2番高倉委員、3番坪根委員、4番義経委員、6番田畑委員、7番中原委員、8番石川委員、9番田上委員、10番小野委員、11番門脇委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番長尾委員、15番村上委員、最適化推進員7名(國分、宮瀬、奥、今井、多村、武本、上永)
4、欠席委員	5番植山委員
5、事務局	福永局長、中春次長、梶原次長、羽田野、高倉、後藤
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前9時30分 開会を宣する。
8、署名委員	4番義経委員、15番村上委員
福永局長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。議長よろしくお願い致します。
中原会長	おはようございます。
議 長	では議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、4番義経委員、15番村上委員にお願いします。
議案審議 議第1号 議 長	農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について 議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1番の読み上げを事務局お願いします。
事務局(高倉)	議案朗読
議 長	1番について橋本委員に調査報告をお願いします。
1番(橋本)	報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作ということです。審議お願いします。

議 長	1 番について橋本委員の調査報告がありましたがお異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので 1 番は許可と致します。では 2 番 3 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	議案朗読
議 長	2 番 3 番について坪根委員に調査報告をお願いします。
3 番 (坪根)	2 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は 3 条申請ということです。 3 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は自作ということです。審議の程お願い致します。
議 長	2 番 3 番について、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、2 番 3 番は許可と致します。では、4 番 5 番について事務局お願いします。
事務局(高倉)	議案朗読
議 長	4 番 5 番について石川委員に調査報告をお願いします。
8 番 (石川)	4 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は基盤強化法による所有権移転となっています。 次に 5 番について報告します。貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は利用権設定となっています。審議の程お願い致します。
議 長	4 番 5 番について、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありま

	せんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので 4 番 5 番は許可と致します。それでは、6 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	議案朗読
議 長	6 番について田上委員に調査報告をお願いします。
9 番 (田上)	貸人と借人双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。また解約後は 3 条申請となっています。特に問題はないと思われま す。審議の程お願い致します。
議 長	6 番について、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありません か。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので 6 番は許可と致します。
議案審議 議第 2 号	空き家バンク付随農地について
議 長	議第 2 号空き家バンク付随農地について、事務局お願いします。
事務局(高倉)	議案朗読
議 長	1 番について事務局からの説明ですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、1 番は承認致します。
議案審議 議第 3 号	農用地利用集積計画 (案) について
議 長	議第 3 号平成 31 年 (2 月分) 農用地利用集積計画 (案) について、審

	<p>議に入る前に私と田上委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室します。</p> <p>中原会長が議事参与のため代わって議長を勤めさせていただきます。議第3号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当者、説明をお願いします。</p>
議 長 代理 (百留)	
農政振興課 (藤中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長 代理 (百留)	只今説明のありました平成31年(2月分)農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長 代理 (百留)	ご意見ありませんので、議第3号平成31年(2月分)農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認と致します。中原委員、田上委員は入室をお願いします。
議案審議 議第4号 議 長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局は1番をお願いします。
事務局(高倉)	議案朗読
議 長 1番(橋本)	1番についての調査報告を橋本委員にお願いします。 (1番の現地について説明) 譲渡人と譲受人で利用権設定をしていましたが、譲渡人が遠方に行くので贈与することです。譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思われまます。審議お願い致します。
議 長	1番については橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)

議 長	ご異議ありませんので 1 番については許可と致します。続きまして 2 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	議案朗読
議 長	2 番についての調査報告を高倉委員にお願いします。
2 番 (高倉)	(2 番の現地について説明) 親子関係にある者の生前贈与による所有権移転です。所有権移転後は、譲受人による自作とのことです。譲受人は農地取得要件を満たしており、問題はないかと思われます。審議お願い致します。
議 長	2 番については、高倉委員の調査報告のとおりですがご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので 2 番は許可と致します。続きまして 3 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	議案朗読
議 長	3 番についての調査報告を坪根委員にお願いします。
3 番(坪根)	(3 番の現地について説明) 3 番について報告します。生前一括贈与です。譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われます。
議 長	3 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが質疑等はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので 3 番は許可と致します。続きまして 4 番 5 番を事務局お願いします。

事務局(高倉)	議案朗読
議 長	4 番 5 番についての調査報告を義経委員にお願いします。
4 番(義経)	(4 番 5 番の現地について説明) 4 番 5 番について報告します。譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われま す。審議お願い致します。
議 長	4 番 5 番については、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議あり ませんか
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので 4 番 5 番は許可と致します。なお、審議に入る 前に橋本委員が会議規則第 1 0 条の議事参与の制限に抵触しますので一 時退室をお願いします。では 6 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	議案朗読
議 長	6 番についての調査報告を田畑委員にお願いします。
6 番(田畑)	(6 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので何ら問題はないと思わ れます。審議お願い致します。
議 長	6 番ついて田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので 6 番については許可と致します。橋本委員入室 をお願いします。なお、審議に入る前に私(中原会長)が会議規則第 1 0 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室します。
議 長 代理(百留)	続きまして 7 番を事務局お願いします。
事務局(高倉)	議案朗読

議 長 代理 (百留)	7 番についての調査報告を石川委員にお願いします。
8 番 (石川)	(7 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件を満たしておりますので問題はないと思われ ます。審議お願い致します。
議 長 代理 (百留)	7 番については、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませ んか。
全委員	(異議なし)
議 長 代理 (百留)	ご異議ありませんので 7 番は許可と致します。中原委員は入室をお願 いします。
議 長 事務局(高倉)	続きまして 8 番 9 番を事務局お願いします。 議案朗読
議 長 8 番(石川)	8 番 9 番についての調査報告を石川委員にお願いします。 (8 番 9 番の現地について説明) 譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われ ます。審議お願い致します。
議 長	8 番 9 番については、石川委員の調査報告のとおりですが、ご異議あり ませんか。
全委員	(異議なし)
議 長 事務局(高倉)	ご異議ありませんので 8 番 9 番は許可と致します。続きまして 10 番を 事務局お願いします。 議案朗読
議 長	10 番についての調査報告を門脇委員にお願いします。

11 番 (門脇)	(10 番の現地について説明) 兄弟での所有権移転です。譲受人は農地取得要件も満たしており問題はないかと思われま す。審議お願い致します。
議 長	10 番については、門脇委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので 10 番は許可と致します。続きまして 11 番を事務局 お願いします。
事務局(高倉)	議案朗読
議 長	11 番についての調査報告を田上委員にお願いします。
9 番 (田上)	(11 番の現地について説明) これまで利用権設定をしており譲渡人から譲受人に買ってもらえない かということで売買となりました。譲受人は農地取得要件も満たしており 問題はないかと思われま す。審議お願い致します。
議 長	11 番については、田上委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので 11 番は許可と致します。
議案審議 議第 5 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議第 5 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件につい て、1 番を事務局お願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	1 番についての調査報告を國分推進委員にお願いします。

國分推進委員	(1番の現地について説明) 転用目的は賃貸共同住宅用地です。排水につきましては、生活排水は合併浄化槽を設置して隣接する水路へ、雨水は水路へ放流します。境界確認も出来ており問題ないものと思われま。審議お願い致します。
議 長	1番については、國分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので1番は許可相当とし、県に進達します。なお、審議に入る前に橋本委員は会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。続きまして、2番から5番まで事務局お願いします。
事務局(中春)	議案朗読
議 長	2番から5番についての調査報告を田畑委員をお願いします。
6番(田畑)	(2番から5番の現地について説明) 一括報告します。転用目的は農地造成による一時転用です。雨水排水は、地下浸透及び水路に放流します。周囲の同意も得ており、境界確認も出来ており問題ないものと思われま。審議お願い致します。
議 長	2番から5番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので2番から5番は許可相当とし、県に進達します。橋本委員は入室をお願いします。
議案審議 議第6号 議 長	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番から事務局お願いします。

事務局（中春）	議案朗読
議 長	1 番についての調査報告を國分推進委員にお願いします。
國分推進委員	(1 番現地について説明) 転用目的は宅地分譲用地です。排水は公共下水へ、雨水につきましては隣接する水路に放流です。以上審議をお願いします。
議 長	1 番については、國分推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、1 番については許可相当とし、県に進達致します。では次に 2 番を事務局お願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	2 番についての調査報告を坪根委員お願いします。
3 番（坪根）	(2 番現地について説明) 転用目的は、一般住宅用地及び駐車場です。汚水排水は、合併浄化槽を設置し、雨水とともに全面水路に放流します。何も問題はないと思われれます。審議をお願いします。
議 長	2 番については、坪根委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありますか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、2 番については許可相当とし、県に進達致します。では 3 番を事務局お願いします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	3 番についての調査報告を義経委員お願いします。

4 番（義経）	（3 番現地について説明） 転用目的は宅地敷地拡張用地です。周辺に農地は見られませんので特に問題はないと思われます。審議の程よろしくお願ひします。
議 長	3 番については、義経委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、3 番については許可相当とし、県に進達致します。なお、審議に入る前に橋本委員は会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願ひします。では 4 番を事務局お願ひします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	4 番についての調査報告を黒土推進委員お願ひします。
黒土推進委員	（4 番現地について説明） 転用目的は建売分譲用地です。境界がきちんと明示されており、排水関係は、前面に荒瀬水路があり、特に問題ないと思われます。審議の程よろしくお願ひします。
議 長	4 番については、黒土推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	ご異議ありませんので、4 番については許可相当とし、県に進達致します。橋本委員は入室をお願ひします。それでは、5 番事務局お願ひします。
事務局（中春）	議案朗読
議 長	5 番についての調査報告を田畑委員お願ひします。
6 番（田畑）	（5 番現地について説明）

<p>議 長</p>	<p>転用目的は宅地分譲用地（5区画）です。雑排水は合併浄化槽、雨水は隣接する水路に放流します。近隣の同意もとれており、境界確認もできておりますので、何ら問題ないと思われます。審議をお願いします。</p>
<p>全委員</p>	<p>5番については、田畑委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>事務局（中春）</p>	<p>ご異議ありませんので、5番については許可相当とし、県に進達致します。それでは6番事務局お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案朗読</p>
<p>上永推進委員</p>	<p>6番についての調査報告を上永推進委員お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>（6番現地について説明）</p>
<p>全委員</p>	<p>転用目的は資材置場用地です。境界もはっきりしております。特に問題ないと思われますので審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>6番については、上永推進委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>議案審議 議第7号</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、6番については許可相当とし、県に進達致します。</p>
<p>事務局（高倉）</p>	<p>非農地証明願に関する件について</p>
<p>議 長</p>	<p>議第7号非農地証明願に関する件について、1番2番を事務局お願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>1番2番について事務局の報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>

全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 7 号非農地証明願に関する件について、1 番 2 番を承認と致します
議案審議 議第 8 号 議 長	農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について 議第 8 号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、事務局よりお願いします。
事務局（後藤）	議案朗読
議 長	議第 8 号について事務局の報告のとおりですが、質疑はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 8 号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、適当とし、承認と致します。
議案審議 議第 9 号 議 長	その他 議第 9 号その他について事務局よりお願いします。
事務局（福永）	議案朗読
議 長	それでは今回の総括を致します。 議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について 1 番から 6 番については許可と致します。 議第 2 号空き家バンク付随農地に関する件について 1 番は承認と致します。 議第 3 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。 議第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 11 番については許可と致します。 議第 5 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について 1 番から 5 番については許可相当として県に進達致します。 議第 6 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について

1 番から 6 番については許可相当として県に進達致します。
議第 7 号非農地証明願に関する件について

1 番から 2 番については承認と致します。
議第 8 号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について
承認と致します。

以上を持ちまして、平成 31 年第 2 回定期総会を閉会します。

(終 午前 10 時 30 分)